

令和7・8年度

一般競争（指名競争）参加資格審査

申請書類作成要領（測量等）

- 1 この申請は、裁判所が発注する次の業務を対象とする。
 - (1) 測量
 - (2) 建築関係建設コンサルタント業務
 - (3) 地質調査業務

- 2 裁判所では、令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請書類提出要領（測量等）に記載した方法により、審査事務を一元的に行うので、申請書類は、提出要領記載の提出場所のうち、いずれか1箇所提出すれば足りる。
 なお、インターネット方式による場合は、提出要領記載のインターネット受付専用ホームページにより、「測量・建設コンサルタント等業務競争参加資格審査申請書作成の手引き[インターネット編]（令和7・8年度版）」をご覧ください。

- 3 申請書類の記載事項の基準日は、申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（ただし、「営業所一覧表」（様式第5）については申請日現在）とする。

- 4 申請書類に用いる文字はJIS第一水準・第二水準に規定されているものに限る。それ以外の漢字については、類似漢字若しくは仮名に書き換えること。

- 5 申請書（様式第1の1、2及び3）の作成方法
 - (1) 様式上、「※」に該当する項目については、記載しないこと。
 また、「07 法人番号」及び「16 電子入札用ICカードの登録番号」欄は、記載を要しない。
 - (2) 「01 新規・更新の別」欄には、該当する申請区分の番号（1又は2）に○印を付す。
 なお、（1 新規）とは、裁判所に対して過去に何度か申請したことがあっても、前回（令和5・6年度）の申請をおこなっていない場合をいう。
 - (3) 「05 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載する。
 - (4) 誓約文の下「令和 年 月 日」の箇所には、申請書類を提出する日付を記載する。
 - (5) 「08 本社（店）住所」から「16 メールアドレス」までの各欄は、次により左詰めで記載する。
 ア フリガナの欄は、カタカナで記載すること。
 なお、「08 本社（店）住所」欄の都道府県名及び「09 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表わす文字については、フリガナは記載しないこと。
 イ 「08 本社（店）住所」欄での丁目及び番地は、「－（ハイフン）」により省略して記載すること。

(例)

	チヨダクハヤブサチヨウ
	東京都千代田区隼町4-2

ウ 「09 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表わす文字については、下表の略号を用いること。

種類	株式 会社	有限 会社	合資 会社	合名 会社	協同 組合	協業 組合	企業 組合	合同 会社	有限責任 事業組合	一般財団 法人
----	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	--------------	------------

略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)	(一財)
種類	一般社団法人		公益財団法人		公益社団法人		特例財団法人		特例社団法人	
略号	(一社)		(公財)		(公社)		(特財)		(特社)	

(例)

チヨダケンセツ

(株) 千代田建設

エ 「10 代表者氏名」欄、「11 担当者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字分空けること。

なお、代表者の役職については、フリガナは記載しないこと。

(例)

チヨダ タロウ

千代田 太郎

オ 「12 本社（店）電話番号」欄、「13 担当者電話番号」（必要があれば内線番号）欄及び「14 本社（店）FAX 番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「-（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないこと。

(例)

03-3264-8111

カ 「16 メールアドレス」欄については、裁判所からの連絡に対応できるアドレスを記載すること。

なお、メールアドレスを持っていない場合、「なし」と記載すること。

キ 「17 申請代理人」欄は、行政書士等が代理申請する場合に使用する。

なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を作成し提出する場合は本欄への記載は不要である。

(6) 「18 登録を受けている事業」欄については、次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記載する。

ア 測量業者・・・測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合。

イ 建築士事務所・・・建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合。

ウ 建設コンサルタント・・・建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合。

エ 地質調査業者・・・地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合。

(7) 「19 設立年月日（和暦）」欄については、登記事項証明書記載の設立年月日を記載する。

(8) 「20 みなし大企業」欄については、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の

2 以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業（みなし大企業）は、「下記のいずれかに該当する」にレ点を入れ、上記に該当しない場合は「該当しない」にレ点を入れる。

(9) 「21 測量等実績高」の各欄については、次により記載する。

ア 裁判所が設定した業種区分（測量、建築関係建設コンサルタント及び地質調査）に対応した競争への参加を希望する業種（以下「競争参加資格希望業種」という。）について記載する。

イ 「②直前2年度分決算」、「③直前1年度分決算」及び「④直前2箇年間の年間平均実績高」の各欄には、競争参加資格希望業種ごとに実績高を記載する（決算が1事業年度1回の場合には、「②直前2年度分決算」及び「③直前1年度分決算」の各欄のうち、右欄のみに記載する。）。

なお、「③直前1年度分決算」とは審査基準日において確定した決算を含む過去1年間の決算を、「②直前2年度分決算」とは直前1年度分決算の前の1年間の決算を、「④直前2箇年間の年間平均実績高」とは両決算に基づき算定した年間平均実績高をそれぞれいう。

ウ 個人企業から会社組織に移行した場合又は他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体又は吸収前の企業体等の実績高（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績高を記載する。

エ 共同企業体の場合は各構成員の実績高の合計金額を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の実績高合計金額をそれぞれ記載する。

オ 「⑤申請を希望する部局」欄については、記載を要しない。

(10) 「22 有資格者数」欄については、裁判所が指定する資格者の範囲に従い該当職員数を記載する。記載する有資格者数は自社の常勤職員のみとし、非常勤職員及び友好・協力関係にある別企業の職員等は記載しないこと。

なお、資格者のうち、「技術士（建設部門）」とは、技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者を、「技術士（応用理学部門）」とは、同法による第2次試験のうち技術部門を応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者をそれぞれいう。

(11) 「24 自己資本額」の各欄については、次により記載する。

ア 「①株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額を記載する。

また、外資系企業の場合には、「①株主資本」欄の合計欄の上段（ ）内に外国資本の額を内数で記載する。組合にあつては組合の基本財産と組合員の払込資本金に、利益剰余金を加えた額の合計額を記載する。

イ 「②評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があつた場合に、その合計の額を記載する。

ウ 「③新株予約権」欄には、新株予約権があつた場合にはその額を記載する。

※ 個人にあつては、「④計」欄に、純資産合計（期首資本金＋事業主利益＋事業主借勘定－事業主貸勘定）の額を記載する。

(12) 「28 外資状況」欄については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1 2 3のいずれか）に○印を付するとともに、[]内に外国名を、()内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。

なお、「2 日本国籍会社（100%）」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。

(13) 「29 営業年数等」欄の「④ 営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間を記載する。ただし、当該事業を中断した期間がある場合は、その期間を除外した期間（1年未満切捨て）を記載する。

(14) 「30 常勤職員の数」の「① 技術職員」及び「② 事務職員」の各欄には、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「③ その他の職員」欄には、それ以外の職員の数を記載する。また、「④ 計」欄には、法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記載し、「⑤ 役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記載する。

なお、「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することをいう。

6 添付書類の作成方法

(1) 業態調書（様式第2）

「都道府県別受注希望地域」欄には、競争参加資格希望業種ごとに、受注を希望する地域に本社（本店）又は支店等がある場合で競争参加を希望する地域には「○」を、本社（本店）又は支店等がない場合で競争参加を希望する地域には「×」を記載し、その他は空欄とする。

(2) 測量等実績調書（様式第3）及び技術者経歴書（様式第4）

各様式末尾の記載要領に従って記載すること。

なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長すること。

(3) 営業所一覧表（様式第5）

申請日現在で作成するとともに、様式末尾の記載要領に従って記載すること（「営業区域」欄については、記載を要しない。）。

なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長すること。

また、営業所の所在地が北海道の場合において、それぞれの総合振興局又は振興局の所管区域の別は、別添「北海道行政区画対応表」のとおりとする。

(4) 登録証明書等

前記5の(6)に掲げた各登録についての登録官署が発行する証明書をいう（証明年月日が申請書提出時から3か月以内のものに限る。（9）参照）。

ア 測量業者・・・測量業者登録証明書

イ 建築士事務所・・・建築士事務所登録証明書

ウ 建設コンサルタント・・・建設コンサルタント登録（通知）

エ 地質調査業者・・・地質調査業者登録（通知）

なお、競争への参加を希望しない業種に係るものは提出を要しない。

(5) 登記事項証明書（法人のみ提出）

登記事項証明書とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号に規定する株式会社登記簿等に記録されている事項を証明した書面（同法第10条に規定する書面をいう。）をいう（証明年月日が申請書提出時から3か月以内のものに限る。（9）参照）。

(6) 財務諸表類（1年分）

申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表（個人にあっては、これらに類する書類）をいう。

(7) 測量法第55条の8による書類を国土交通大臣に提出し、その写しを提出したものである場合には、測量等実績調書、技術者経歴書、営業所一覧表、登記事項証明書、登録証明書等及び財務諸表類の添付を省略することができる。

また、建設コンサルタント登録規程第7条、地質調査業者登録規程第7条又は補償コンサ

ルタント登録規程第7条による現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書の副本の写しを提出した者であって、競争参加資格希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合には、測量等実績調書、技術者経歴書、営業所一覧表、登記事項証明書、登録証明書等及び財務諸表類の添付を省略することができる（(9)参照）。

(8) 納税証明書

直前1年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書で、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（その3）又は（その3の2）若しくは（その3の3）をいう（証明年月日が申請書提出時から3か月以内のものに限る。（9）参照）。

様式	証明の内容	個人	法人
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2	「申告所得税及び復興特別所得税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書	◎	
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3	「法人税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書		◎
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3	未納の税額（申告所得税及び復興特別所得税（個人の場合）、法人税（法人の場合）、消費税及び地方消費税）のないことの証明書	○	○

注1 できる限り「◎」のついた証明書を提出すること。

注2 「○」の様式を使用する場合に、証明の対象となる税の種類が異なる（不足する）場合には、受け付けることができない。

注3 納税証明書の証明内容は、必ず、「・・・未納の税額はありません。」という内容が記載されていること。

注4 納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を提出すること。

(9) 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が発行した証明書類については、写真機・複写機等を使用して機械的な方法によりほぼ原寸大で、かつ、鮮明に複写したものに限り、写しにより提出して差し支えない。

(10) 委任状（様式第6）

代理人が代理申請をする場合には、申請者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出する。

7 外国事業者が申請する場合の提出書類等

(1) 申請書の「08 本社（店）住所」欄については、本社（本店）の所在する国名及び所在地名を記載する。

なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。

(2) 申請書の「09 商号又は名称」欄については、株式会社等の法人の種類を表わす漢字が商号にない場合には、略号の記載は不要である。

(3) 登記事項証明書又は納税証明書については、証明書等に代えて、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面を提出する。

- (4) 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付する。
- (5) 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載する。

8 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に関する設計、監理、調査等及び測量に係る契約のうち登録業種に係るものである。

9 資格決定通知後に登録内容に変更があった場合の届出

次の(1)の届出事項に変更があった場合には、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（様式第 7）を、(2)の添付書類（写しによる提出可）と併せて、郵送又は持参により提出する。郵送による提出の場合で、受領確認のため受付日付印が押された変更届の返送を希望する場合は、その旨を付記した変更届の写し及び返送用封筒（所要の切手を貼付する。）を同封すること。（別紙変更事項一覧表を参照）

(1) 届出事項

- ア 本社（店）住所
- イ 商号又は名称
- ウ 電話又は F A X 番号
- エ 法人であるときはその代表者の氏名、個人であるときはその者の氏名（氏名については必ずフリガナを付すこと。）
- オ 営業所の名称、所在地、電話又は F A X 番号
- カ 競争参加を希望する地域
- キ 許可・登録等の状況
 - (ア) 法人の消滅、解散又は廃業
 - (イ) 個人の死亡又は廃業

(2) 添付書類

- ア 法人の本社（店）住所、商号又は名称及び代表者に係る変更の場合は、登記事項証明書写し
- イ 個人の住所及び氏名に係る変更の場合は、住所については住民票の写し、氏名については戸籍謄本（又は抄本）写し
- ウ 営業所の名称、所在地に係る変更の場合は、国土交通大臣に提出した届及び受理を証明する書類写し及び新たに作成した営業所一覧表（様式第 5）
- エ 競争参加を希望する地域に係る変更の場合は、新たに作成した業態調書（様式第 2）
- オ 許可・登録等の状況に係る変更の場合は、許可・登録等の証明書の写し

(3) 提出先

「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書類提出要領（測量等）」別紙「提出場所一覧表」のとおり

※ インターネット方式による申請を行った場合は、「全国での受注を希望する者又は上記の受付対象区分のいずれにも該当しない者」の区分として、最高裁判所事務総局経理局営繕課契約係に提出する。

(別紙)

変 更 事 項 一 覧 表

	変 更 事 項	添 付 書 類
①	住所	法人の場合は登記事項証明書 個人の場合は住民票又は戸籍謄本
②	商号又は名称	
③	電話又はFAX番号	不要
④	法人であるときはその代表者の氏名 個人であるときはその者の氏名	法人の場合は登記事項証明書 個人の場合は住民票又は戸籍謄本
⑤	営業所の名称、所在地、電話又はFAX番号	国土交通大臣に提出した届及び受理を 証明する書類（届出を要しない変更の 場合は不要） 変更部分に係る新たに作成した営業所 一覧表
⑥	競争参加を希望する地域	変更部分に係る新たに作成した業態調 書
⑦	法人の消滅、解散又は廃業	国土交通大臣に提出した廃業届及び受 理を証明する書類（届出を要しない変 更の場合は不要）
	個人の死亡又は廃業	
	許可を受けた建設業の一部廃業	

※ 添付書類はいずれも写しでよい。

(別添)

北海道行政区画対応表

名称	所管区域	名称	所管区域	名称	所管区域	
石狩 振興局	札幌市	空知 総合振興局	月形町	オホーツク 総合振興局	滝上町	
	江別市		浦臼町		興部町	
	千歳市		新十津川町		西興部村	
	恵庭市		妹背牛町		雄武町	
	北広島市		秩父別町		大空町	
	石狩市		雨竜町		胆振 総合振興局	室蘭市
	当別町		北竜町			苫小牧市
新篠津村	沼田町	登別市				
渡島 総合振興局	函館市	上川 総合振興局	旭川市	日高 振興局	伊達市	
	北斗市		士別市		豊浦町	
	松前町		名寄市		壮瞥町	
	福島町		富良野市		白老町	
	知内町		幌加内町		厚真町	
	木古内町		鷹栖町		洞爺湖町	
	七飯町		東神楽町		安平町	
	鹿部町		当麻町		むかわ町	
	森町		比布町		十勝 総合振興局	日高町
	八雲町		愛別町			平取町
	長万部町		上川町			新冠町
檜山 振興局	江差町	東川町	浦河町			
	上ノ国町	美瑛町	様似町			
	厚沢部町	上富良野町	えりも町			
	乙部町	中富良野町	新ひだか町			
	奥尻町	南富良野町	帯広市			
	今金町	占冠村		音更町		
せたな町	和寒町	士幌町				
後志 総合振興局	小樽市	剣淵町		上士幌町		
	島牧村	下川町		鹿追町		
	寿都町	美深町		新得町		
	黒松内町	音威子府村		清水町		
	蘭越町	中川町		芽室町		
	二セコ町	留萌 振興局		留萌市	中札内村	
	真狩村			増毛町	更別村	
	留寿都村			小平町	大樹町	
	喜茂別町		苫前町	広尾町		
	京極町		羽幌町	幕別町		
倶知安町	初山別村	池田町				
共和町	遠別町	豊頃町				
岩内町	天塩町	本別町				
泊村	宗谷 総合振興局	稚内市	足寄町			
神恵内村		幌延町	陸別町			
積丹町		猿払村	浦幌町			
古平町		浜頓別町	釧路 総合振興局	釧路市		
仁木町		中頓別町		釧路町		
余市町	枝幸町	厚岸町				
赤井川村	豊富町	浜中町				
空知 総合振興局	夕張市	礼文町		標茶町		
	岩見沢市	利尻町		弟子屈町		
	美唄市	利尻富士町	鶴居村			
	芦別市	オホーツク 総合振興局	北見市	白糠町		
	赤平市		網走市	根室 振興局	根室市	
	三笠市		紋別市		別海町	
	滝川市		美幌町		中標津町	
	砂川市		津別町		標津町	
	歌志内市	斜里町	羅臼町			
	深川市	清里町				
	南幌町	小清水町				
	奈井江町	訓子府町				
	上砂川町	置戸町				
	由仁町	佐呂間町				
	長沼町	遠軽町				
栗山町	湧別町					